

団藤重光著『刑法綱要総論』創文社、1990年6月10日刊を読む

刑法における人格責任とは

1. 犯罪行為は、その背後に行為者の潜在的な人格体系を予想する。これを切り離して行為だけを論じることにはできない。しかも、かような背後にある人格も、素質・環境による重大な制約を受けながら、主体的に形成されて来たものである。
2. (1)われわれの人格は、ある程度までは、自分じしんの主体的な努力によって形成して行くことのできるものである。
(2)だから、行為者が性格学的な人格に対して主体的になにかをすることができた範囲で、人格形成における人格態度に対して行為者に非難を加えることができるのである。
(3)反面からいえば、素質・環境が人格形成を必然的に制約する面においては、非難を軽減・排除する方向に働く。
3. (1)要するに、人格形成の過程は、非難したがって責任を基礎づけ強めるプラスの方向に向っても、これを排除し弱めるマイナスの方向に向っても、意味をもつものと考えなければならない。
(2)単なる行為責任論は、行為環境以上に根強く人間を支配しているところの人格環境——そのもとで成育して来た環境——に対して眼を閉じるものであり、その意味で責任論から社会性を締め出すものである。
4. (1)かようにして、われわれは、行為責任の背後に、さらに人格形成の責任をみとめなければならない。
(2)行為責任と人格責任とは、前者が第一次的、後者が第二次的に考慮されながら、窮極においては、合一されて考えられるべきである。
(3)けだし、行為責任も人格の現実的なものから潜在的なものにわたって、行為におけるその人格態度を理解し責任判断を加えるものである。
5. (1)その潜在的な人格体系は行為者がそれまでに送って来た全生活歴の成果であり、過去における人格形成の過程をはなれて犯罪時の人格を領解することはできない。
(2)行為における人格態度の把握のためには、必然的に過去における人格形成をも取り上げなければならない。
(3)概念的には行為責任と人格形成責任とは区別されるが、生の現実では両者はむしろ不可分のものだといってよいであろう。
6. わたくしは、このように合一的に理解された行為責任と人格形成責任とを、全体として人格責任と呼んでいるのである。

<コメント>

東京大学法学部教授、最高裁判所裁判官を務められた刑法学の第一人者、団藤重光(しげみつ)先生の名著「刑法綱要総論」で示された「人格責任論」。団藤先生の責任論の中核をなす考え方。自己の人格に対する責任とは何かを考え、自らの行動を律することが大切と考える。

2019年11月25日(月)